

# 所得税・住民税の改正

生命保険料控除が改正され  
平成24年分の所得税から適用となります。

平成24年1月1日以後に契約した保険契約（新契約）分は「介護医療保険料控除」が新設されました。

新契約に係る一般生命保険料控除、個人年金保険料控除及び介護医療保険料控除の適用限度額は、それぞれ所得税で4万円（住民税は2.8万円）となります。

平成23年12月31日以前に締結した保険契約（旧契約）分は、一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額はそれぞれ従前の所得税で5万円（住民税は3.5万円）となります。

各保険料控除の合計適用限度額は、所得税では12万円に拡充され、住民税では従前の7万円の適用となります。

# ネットで申告 e-Tax

自宅から国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」で申告書を作成し、そのまま送信できます。

詳しくは <http://www.nta.go.jp>へ

確定申告

検索

## 申告相談に必要な書類

- 農業所得者は作成済みの収支内訳書、給与・年金所得者は源泉徴収票の原本
- 生命保険料、個人年金保険料、地震保険料等の控除証明書
- 国民年金保険料の控除証明書または領収書、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、農業者年金保険料などの領収書
- 印鑑、申告者それぞれの本人名義の通帳
- 住宅借入金特別控除を受け

## 申告相談日程表

月日(曜日)	対象行政区
2月18日(月)	1区
19日(火)	2区
20日(水)	3区～5区
21日(木)	6区・7区
22日(金)	8区・9区
25日(月)	10区・11区
26日(火)	12区・30区
27日(水)	31区～36区
28日(木)	13区・14区
3月1日(金)	15区・16区
4日(月)	全行政区
5日(火)	17区・18区
6日(水)	19区・20区
7日(木)	21区・22区
8日(金)	23区・29区
11日(月)	24区
12日(火)	25区
13日(水)	27区
14日(木)	26区・28区
15日(金)	全行政区

るかたは、年末残高証明書、登記事項証明書（土地、家屋）、契約書の写し、住民票の写し、平成23年6月30日以後に住宅購入の契約をし補助金等の交付を受ける場合はその証明書

認定長期優良住宅の特例を適用する場合は、更に長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し及び住宅用家屋証明書（写し可）または認定長期優良住宅建築証明書

医療費控除を受けるかたは、平成24年中に支払った医療費の領収書（医療保険の補

てんがある場合は補てん金額の分かる書類）

障害者控除を受けるかたは、障害者手帳または障害者控除対象者認定証

相談時間の短縮にご協力をお願いします

相談会場には多くのかたが訪れるため、待ち時間が長くなってしまう。次の点に注意してスムーズな申告にご協力ください。

事業所得、不動産所得のあるかたは、事前に収支計算書などの作成をお願いします。

医療費控除を受けるかたは、事前に領収書などの集計をお願いします。

申告相談には指定の日にお越しください

申告相談は役場第2庁舎会議室で行います。日程は左記の表のとおりで、午前9時～11時、午後1時～3時30分の間に受付します。特に最終日の3月15日(金)は混雑が予想されますので、できるだけ指定の日にお越しください。

問合せ 課係係  
☎内線 211・212

2月18日から3月15日まで

# 所得税 住民税 申告相談

会場 役場第2庁舎会議室

受付時間 午前9時～11時

午後1時～3時30分



町では、2月18日(月)から3月15日(金)までの期間中に役場の第2庁舎会議室で申告相談を行います。期間中に必ず申告してください。

もし申告されませんと、所得税と住民税の税額計算はもちろん、国民健康保険税などの保険料も適正に算出できないほか、各種手続きに必要な所得証明書などの交付もできなくなります。また、混雑を避けるため、できるだけ指定の日にお越しください。

## 確定申告が必要なかた

事業をしているかた、不動産収入のあるかた、土地・建物や株式を売ったかた（なお、青色申告のかた、平成24年中に事業を始めたかた、農業以外の事業所得があるかた、土地や株式などの譲渡所得または損失があるかた、消費税の申告のあるかたは、館林税務署で申告してください）

給与収入が2,000万円を超えるかた

年末調整をした給与以外の各種所得金額の合計額が20万円を超えるかた

給与所得者で年の途中で退職し、その後就職をせず年末調整を受けていないかた

## 確定申告をすれば所得税が戻る可能性のあるかた

給与所得者で住宅ローン控除や医療費控除などを受けることができるかた

受給している公的年金から源泉徴収された税額があるかた

たて扶養控除や生命保険料控除など所得控除を受けるかた

予定納税をしていたかた

申告の必要がなくなつたかた

## 町へ住民税の申告が必要なかた

平成25年1月1日現在、板倉町に住んでいて、平成24年中に所得があつたかた

23～64歳のかたで、平成24年中にどなたの扶養にも入つておらず収入がないかた

国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入されているかた

所得証明書などが必要なかた

国民年金保険料の免除または若年者納付猶予の申請をするかた

## 町へ申告する必要のないかた

税務署（e-TAX含む）で所得税の確定申告をするかた

給与所得のみで勤務先から町に給与支払報告書が提出されているかた

公的年金等所得のみで支払者から町に公的年金等支払報告書が提出されているかた（ただし、扶養控除や生命保険料控除など所得控除を受けるかたは必要）

申告書が送られたかたは、に該当するかたを除き、該当事項を記入し必ず提出してください（郵送可）。